【令和６年第３回定例会　健康福祉委員会委員長報告資料】

令和６年１０月１１日　健康福祉委員長　鈴木　朋子

○「議案第１１８号　アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

≪主な質疑・答弁等≫

＊川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の改正内容について

条例では、無料低額宿泊所の設置者が入居申込者に説明を行う場合に、文書の交付に代えて電磁的方法により重要事項等を提供することができる規定となっている。本条例の改正前と改正後における実態上での大きな変更はないが、提供できる電磁的記録媒体の種類を一部としていた規定をあらゆる電磁的記録媒体により提供が可能とする規定に改正した。

＊重要事項説明書の交付を電磁的記録媒体で希望した市民が、後から紙媒体での交付を希望した場合の対応について

入所者の希望により電磁的記録媒体での交付を行った後に、改めて紙媒体での交付希望があった場合には、紙媒体で交付することは可能である。

≪意見≫

＊今後更なるアナログ規制の見直しが見込まれるため、インターネットの利用が不得手な方に対する配慮に努めてほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３０号　北部地域療育センターの指定管理者の指定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊令和６年９月に起こった指定管理者による個人情報漏えい事故に関する市の対応について

個人情報漏えい事故の発生当日に指定管理者から本市へ報告があり、対応について協議し、対象者への説明及び謝罪を行ったことを確認している。その後、指定管理者から再発防止策が示され内容の確認を行った。個人情報漏えい事故後の指定管理者の対応は適切であったと認識しており、今後、本市としては同様の事案が発生しないよう適切に指導したい。

＊指定管理者の個人情報の取扱いに関する状況について

指定管理者が、北部及び中央療育センターの職員に対面調査を実施した結果、個人情報の不適切な取扱いが常態化している状況は確認されなかったものの、緊急時の対応において私用のメールアドレスを用いて個人情報を送受信した事例や、個人情報の利用が必要な際に管理者が不在であったため、許可なく個人情報を持ち出した事例等が確認された。

＊個人情報流出に関する再発防止策について

私用のメールアドレスを使用した個人情報の送受信をしないよう周知徹底を行い、社用のメールアドレスを全常勤職員に付与する対応を行っている。また、

個人情報に関する運用ルールや管理簿の作成等に加え、セキュリティ対策を施したタブレット端末の導入について検討を進めている。

＊個人情報の流出に関わった職員の処分について

当該職員に関しては、戒告処分を行ったとの報告を指定管理者から受けている。

＊個人情報の流出に関する指定管理者選定評価委員会委員への報告について

当該委員に対しては、報道発表資料と法人による調査結果の双方を用いて報告を行っており、委員からは本事案は当該職員の職務に対する責任感から生じたものと一定の理解が示されたものの、本市と法人が連携して、必要な再発防止に努めるよう指摘を受けている。

＊指定管理者による個人情報漏えい事故の原因について

休暇中の職員が、業務上の対応のため事業所にいる職員に対して個人情報をメールで送付したところ、誤ったメールアドレスに送付し個人情報の漏えい事故が発生した。

＊指定管理者による個人情報漏えい事故に関する情報発信について

指定管理者のホームページに当該事故に関する情報が掲載されている。

＊指定管理者におけるメールアドレスの職員への付与について

一定の年次を超えた正規職員に対しては社用のメールアドレスを付与しているが、当該事故における関係職員は、社用のメールアドレスを付与されていなかった。

＊指定管理者との基本協定における情報管理に関する規定について

市の情報管理に関する規定に準じた情報セキュリティ基準を整備することとしている。

＊指定管理者による個人情報漏えい事故に関する基本協定の規定への抵触について

当該事故は、基本協定の規定に抵触する事案であると考えている。なお、再発防止策が策定されず、不適正な状態が継続し指定管理業務が正常に行われない場合は、現指定管理業務の取消しを検討する必要があると考えている。

＊指定管理者による個人情報漏えい事故に対する是正について

指定管理者から提出された再発防止策を確認し、適正な業務執行への是正が見込まれると認識している。

＊指定管理者から提出された再発防止策の内容について

再発防止策では、私用のメールアドレスを用いた職務上の連絡が禁止であることを職場内に周知徹底することが示されている。また、経験年数にかかわらず全常勤職員に対して、社用のメールアドレスを付与することや、ビジネスチャットの導入による更なる個人情報漏えい事故の防止対策も示されている。なお、管理簿を作成し、やむを得ず個人情報を持ち出す場合に、管理者が点検することで情報管理の適正化を図ることを確認している。

＊事故発生前の指定管理者における情報管理規定の整備状況について

指定管理者において情報管理の規定は適切に整備されていたが、当該事故に関しては、規定から逸脱した事案が発生したと認識している。

＊情報管理に関する研修の実施状況について

指定管理者においては、一般的な情報管理に関する研修を定期的に実施している。当該事故の発生に伴い、健康福祉局所管の全指定管理施設を対象とした個人情報の管理に関する調査を実施しており、研修が適切に行われていないことなど不適切な状況が判明した場合には、研修に関するチェック体制の強化などの対応を図りたい。

＊特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書の変更の経緯について

令和３年度から特定個人情報の取扱いについて、市のセキュリティ基準が変更となったため、特記仕様書にマイナンバーに関する条文を追加する必要があり、改めて特記仕様書を取り交わした。

＊中央療育センターの死亡事故における責任の所在について

当該死亡事故について、個人の過失とするのではなく、添い寝で寝かしつけることとしていた組織的な体制に関して問題があったと認識しているため、高度な専門的支援を要する児童の取扱いなどについて、定期的な意見交換を実施して再発防止を求めている。

＊中央療育センター事故検証報告書を踏まえた施設管理に関する考えについて

当該報告書の内容を踏まえ、本市としてのモニタリング状況の不足を反省しながら、健康福祉局所管の指定管理者に対するモニタリングの取組を、今後は着実に進めていく。

＊中央療育センターの夜間体制における管理当直の配置について

夜間体制については、人員基準において、利用者を少人数グループに分けた１ユニットに対して１人配置することとなっているが、不測の事態が発生することを想定して、管理当直を配置することを求めており、中央療育センターにおいて、管理当直を配置したことの報告を受けている。

＊令和６年９月２日付けで指定管理者の労働組合から提出された要望書の概要及び課題について

当該要望書は、中央療育センター事故検証報告書に記載されている再発防止策が職員に対して周知されておらず、同様の事故が発生する可能性を危惧しているとの内容であった。本市としては、既に取り組んでいるとされていた対応がなされていなかったところに課題があると認識している。要望書において指摘された不適切な対応が確認された場合は、適宜、指定管理者に対して改善を求めていく。

＊令和６年９月２日付けで指定管理者の労働組合から提出された要望書への対応について

市として、指定管理者に対して適切な施設運営を継続して求めるとともに、社会福祉法人の所管庁である県に対しても要望書の内容を共有した。

＊要望書提出に伴う詳細な調査の実施について

これまでも指定管理者の再発防止策に対する取組状況の確認は行っているため、引き続き定期的な会議等を活用しながら確認を行っていきたい。

＊令和６年９月２６日付けで指定管理者の労働組合から提出された要望書の概要について

当該要望書については、平成３０年度に発生した退所後に元利用者が死亡した事案を検証し報告することを求める内容であった。

＊令和６年９月２６日付けで指定管理者の労働組合から提出された要望書に対する市の考えについて

当該要望書で指摘されている退所後に元利用者が死亡した事案については、当時、事業所及び法人に対して、調査・確認したが虐待があったことは確認できず、また、警察も捜査を終了しており、事案としては終結したものであると認識しているため、検証する必要はないと考えている。

＊令和６年９月２６日付けで指定管理者の労働組合から提出された要望書に対する指定管理者の対応について

当該要望書を受けて、指定管理者は労働組合と対応について協議していることを確認している。

＊平成３０年に発生した死亡事案に対する事故報告書の開示について

事故報告書は個人情報に該当するため、遺族等からの開示請求があれば応じることが可能であるが、遺族以外からの請求に対しては不開示となる。

＊虐待に関する通報があった事案の内容について

令和６年８月２７日の虐待に関する通報については、平成３０年度に発生した退所後に元利用者が死亡した事案に対して市において再調査すべきであるとの内容であった。通報を受けて、本市としては過去の記録等を確認し、再調査は不要と判断した。

＊中央療育センターにおける過去の不祥事に関する再発防止について

再発防止の取組として､児童相談所長らが委員として参加する年２回の虐待防止委員会に加えて、毎月、身体拘束適正化委員会を実施し、より適切な支援内容の検討を行っている。

＊中央療育センター事故検証報告書に対する指定管理者からの要望書の内容について

令和６年５月９日付けで指定管理者から本市に提出された要望書には、指定管理者による再発防止の取組内容や報告書に記載されている身体的拘束は裁判において違法行為ではないとされたことについて記載されていたが、報告書に対して異議を唱える趣旨のものではないと認識している。

＊添い寝行為に対する市の考えについて

裁判においては、添い寝行為は身体的拘束が認められる３要件を満たすものであり、違法行為に当たらないとされたが、本市としては、身体的拘束に該当し、必要な手続がなされていないため、身体的虐待とした児童福祉審議会の意見と同様の考えである。

＊指定管理者が身体的拘束をしたことを認めていないことに対する考えについて

添い寝行為に対する認識が、裁判と事故報告書で異なることに対して意見を述べたいとの趣旨で、指定管理者から本市に要望書の提出があったが、本市としては、指定管理者からの要望書が提出されたことにより、事故報告書に関する考えが変わるものではない。

＊令和５年１１月７日の指導結果における改善指示書に伴う対応について

改善指示書においては、身体的拘束の３要件の検討は確認できたが、記載内容が画一的であったため、検討した内容を正確に記載するように指導したところである。指定管理者から改善報告書が提出されており、定期的に実施する運営指導などにおいて改善状況の確認を行っていきたい。

＊身体的拘束に関する研修の実施について

身体的拘束に関する研修の実施は、法により実施が義務付けられており、指定管理者においても適切に実施している。

＊地域療育センターの設置目的について

障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童の特性や状態に応じて、相談支援等の提供を行うことを通じ、児童本人や保護者等に対する支援を行うことを目的に設置している。

＊指定管理者が独自に実施してきた取組内容について

北部地域療育センターにおいては、地域支援の観点から地域の保護者及び児童に園庭等を開放するとともに、子育て相談等に取り組んでおり、こうした機会を通じて、療育センターの周知や保護者への支援のきっかけ作りを行っている。中央療育センターにおいては、専門職員を配置し、定期的な保育所等の訪問を行うことで、保育所職員と相談しやすい関係性の構築に取り組んでいる。

＊障害児支援に関する地域の中核機関としての取組状況について

北部及び中央療育センターにおいて、地域の障害児通所支援事業所と、支援方法の情報共有等を目的とした連絡会を開催しており、支援の連携強化に向けた取組を実施している。また、保育士等を対象に地域講座を実施し、発達に関する地域人材育成活動に取り組んでいる。

＊障害を持った学齢児童に対する支援について

卒園や入学といったライフステージが変化する時期に合わせて、学校等の関連機関と連携して支援を実施している。

＊指定管理予定者が民間活用事業者選定評価委員会において評価された点について

安定した財政基盤を有しており、地域における他機関連携が適切であることや本市の地域ケア推進ビジョンに対応する取組が具体的に記載されており、関係機関との協働を踏まえた相談体制等が評価された。

＊中央療育センターにおける独自機能に関する指定管理者の取組について

難聴児グループ支援について全市から相談を受け入れているほか、入所施設では、高度な専門的支援を要する児童を積極的に受け入れているとともに、１８歳の入所児童について、丁寧かつ積極的な地域移行を実施している。

＊現在の指定管理者を引き続き次期指定管理者に指定することに関する妥当性について

個人情報の漏えい事故によって、直ちに指定管理者の指定取消しに該当するものではなく、選定においても過誤はないと認識している。また、指定管理者制度活用事業評価シートの年度評価及び総括評価において、仕様書の基準を満たす運営がなされていると評価されたこと等を鑑みると、指定管理業務を適切に運営す

ることができる法人と認識している。

＊利用者からの北部地域療育センターに対する評価について

事業報告書において、令和３年度が９７パーセント、令和４年度が９６パーセント、令和５年度が８６パーセントの利用者が満足しているとの回答があり、満足していないと回答した利用者についても令和３年度がゼロパーセント、令和４年度が１.３パーセント、令和５年度が２.８パーセントとなっている。

＊指定管理者への指導や勧告等の状況について

市内事業所に対しては、定期的な指導を年１回程度実施しているほか、指導を随時実施しており、指導事項が確認された場合には、適宜改善を求めている。また、勧告又は処分に至った事例は近年発生していない状況である。

＊指定管理料の使途に関する監査の状況について

指定管理料の使途については、指定管理料が各種経費に適切に転嫁されているか否か毎年度実施する事業報告及び作業報酬台帳等で確認している。

＊指定管理者における人材確保及び育成の取組について

大学からの実習生を積極的に受け入れ、処遇改善や休暇制度の整備等、働きやすい環境整備に努めているほか、人材育成については、人材育成・研修委員会を設置し、様々な内外研修を行っている。

＊中央療育センター及び北部地域療育センターの常勤職員と非常勤職員の配置数について

昨年度末において、中央療育センターでは、通所施設職員は常勤６２人、非常勤職員４６人、入所施設職員は常勤５１人、非常勤職員５人が配置されている。また、北部地域療育センターでは常勤職員４５人、非常勤職員３３人が配置されている。

＊指定管理者への監査等を通じたモニタリング体制の強化について

指定管理者へのモニタリングは年度評価を通じて実施しているほか、市内障害者支援施設については、年１回程度の定期監査及び不正事案が発生した場合に随時監査を行っている。

＊多くの事業者が公募に参加しやすくなるための取組について

指定管理者の公募では、複数事業者が参入しやすくなるよう、十分な募集期間や引継ぎ期間の確保と、それに伴う費用及び仕様内容の見直しを行っている。

＊指定管理者選定評価委員会における他都市事案の情報共有について

応募者に提出を求める書類として、過去２年間での指導及び勧告を受けた事案について指導書等を提出させており、その内容を委員は指定管理者の選定に際して確認している。

＊職員の退職による業務への影響について

中央療育センターにおいて、個人の事情等で退職者がいるのは事実であるが、それによって業務に必要な配置基準を下回るような事態は発生していない。

＊子ども発達・相談センターとの関係について

子ども発達・相談センターにおける通所に関する業務を中央療育センターの現指定管理者に委託しており、障害者手帳の取得までには至らない特性のある児童

への支援を担当している。

＊指定管理者が変更になった場合の子ども発達・相談センターへの影響について

北部地域療育センターの募集要項において、これまでの市民サービスの継続を最優先としつつも、運営に関する詳細については協議によって定めるとしており、協議内容によっては、子ども発達・相談センターの通所事業に影響が生じる可能性がある。

＊子ども発達・相談センターの職員配置等に関する指定管理者選定評価委員会における評価の取扱いについて

子ども発達・相談センターの職員配置等は評価対象としていないが、現在の連携状況を踏まえ、今後の評価の在り方について検討したい。

＊指定管理者への本市職員の再就職者数について

再就職者数については把握していない。

＊人員体制の確保の状況について

現状の各地域療育センターにおいて、仕様書の要件を満たす人員体制が確保されていることを確認している。同様に死亡事故発生時の中央療育センターにおいても仕様書の要件を満たす人員体制となっていたが、夜間体制については、人員基準のほかに管理当直を１人配置し、体制強化することとなった。

＊指定管理者制度活用事業評価シートの年度評価が令和２年度から５年度までＣ評価である理由について

法改正や本市の障害児数及びそれに伴う相談件数が増加傾向にあり、ニーズの多様化が進む中で、指定管理者の負担が年々重くなっており、更なるサービスの向上といった観点でＢ評価には至らず、仕様書の基準を満たす標準点であるＣ評価となっている。指定管理者には、毎年度、Ｂ評価以上の取組を求めている。

＊指定管理者制度活用事業評価シートにおける「その他加点」項目に関する年度評価と指名選定評価の算定基準の乖離について

年度評価において、地域との連携及び地域包括ケアシステムに関する取組が、規定に満たない水準であったことから、評価算定時は０点となっているが、指名選定評価時は評価基準が異なるため、地域との連携等の取組内容が評価されたと考えている。

＊民間活用事業者選定評価委員及び指定管理者選定評価委員会委員の重複について

川崎の地域に根差した有識者を選出している中で、双方の委員会で重複する委員の確認は行っていない。今後は、幅広く委員の選出に努めていきたい。

＊令和６年７月１９日に開催した指定管理者選定評価委員会の会議形態について

２人が対面で、４人がリモートで出席した。提出資料は事前に委員へ送付し、内容を把握した上で、会議に参加する方法を採用しており、当日は提案事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答後、委員同士で意見交換が行われ、各事業者の評価を行った。

＊選定評価委員に対する中央療育センター事故検証報告書の提供について

委員に対して、事前レクの中で報告書の内容について説明を行った。事前レクは、対面で１人、オンライン会議で３人、電話で２人に実施し、それぞれ３

０分程度であった。なお、報告書の冊子については、ホームページで確認することを依頼した。

＊指定管理者選定評価委員会の開催に向けた選定評価委員の資料の事前確認について

委員に対しては概要が記載されている事業者提案内容説明書で説明を行ったが、別途送付している提案書等の関係資料について、委員が事前に全ての内容を確認していると認識している。

＊指定管理者選定評価委員会における中央療育センター事故検証結果報告書の審議内容について

中央療育センター事故検証報告書について、事前説明を行っており、各委員は、事前説明の内容を踏まえた上で選定に臨まれたと認識しているが、当日の委員会では委員による議論が無かった。

＊指定管理者選定評価委員会における事務局職員からの事前説明について

当日の委員会前に各委員へ提出資料に基づき議論するよう伝えたが、議論の内容については委員それぞれの知見・見識で判断されるべきと考えているため、議論の方向性に関して案内等は行わなかった。

＊指定管理者選定評価委員会における指定管理料増額の審議内容について

人件費及び物件費の高騰等に伴い指定管理料が増額されており、その内容については事前に各委員へ説明しているが、当日の委員会では議論されなかった。

＊指定管理者の収支について

指定管理者の収入は、指定管理料３億１，６１９万１，０００円、その他、通所給付費、診療報酬等を含め令和７年度で５億８００万円を見込んでいる。支出は、人件費約３億８，４００万円、事務費約６，３００万円、事業費約１，６００万円及びその他約３，４００万円を見込んでいる。

＊本議案が否決となった場合におけるその後の指定管理者選定の展開について

仮に本議案が否決となった場合、指定管理者選定評価委員会の協議を踏まえ、第２順位者と協議の上、協議が整えば当該法人を指定管理予定者として選定することとなり、議案としては次回の定例会に改めて提出することとなる。次回定例会の議決を経た後、次期指定管理者への引継ぎが行われるため、指定管理予定者となった場合、引継ぎ期間が短縮されることが見込まれる。引継ぎ期間が十分でないと判断した場合は、現指定管理者の契約期間延長も含め検討したい。

＊指定取消しに至るまでの本市の指定管理者指導体制について

協定書に基づき、協定内容に準じた運営がなされているかモニタリングを行っている。協定書の水準に満たない事項があれば、改善指導を実施するが、その後も適切な管理業務が見られない場合は指定取消しに至る。

＊指定管理者に対する組織運営に関する指導について

法人の事業運営については、協定書に基づく権限の範囲内で改善等を求めていく。

＊地域療育センターを所管する市の職員数及び療育センター勤務歴について

所管する市の管理部署は、係長１人及び職員２人の体制となっており、指導・

監査部署については、係長１人、正規職員４人、会計年度職員４人の体制である。双方の部署において療育センターで勤務経験のある職員はいない。

＊指定管理者制度導入に対する考えについて

指定管理者制度は多様化するニーズへ効率的に対応するために導入された制度であるが、直営施設と比較し、管理監督が行き届きにくいといった懸念を踏まえ、引き続き職員の監査能力向上に努めたい。指定管理者制度の導入効果については、総括評価を通じ、経費及びサービス等の面で一定程度の効果があったと認識している。

≪意見≫

＊指定管理者の労働組合から要望書が提出され、再発防止策が職員へ周知されていないとの声があったため、指定管理者に対して要望書で指摘されている事項について調査を実施してほしい。

＊死亡事案が発生した場合には客観的な資料が必要であるため、平成３０年度に発生した死亡事案における事故報告書の開示を再度検討してほしい。

＊指定管理者は中央療育センターにおいて過去に死亡事故を起こしており、法人の福祉に携わる資質についてはしっかりと確認してほしい。

＊指定管理者選定評価委員会に提出を求める過去の指導及び勧告事案の基準については、改めて精査してほしい。

＊議案審査に臨む際には、適切な表現かつ正しい内容の答弁を行い、必要となる資料を用意するように努めてほしい。

＊指定管理者へのモニタリング及び危機管理体制について、強化すべきである。

＊指定管理者の指名選定評価におけるインセンティブの加点の在り方について、今後検討すべきである。また、評価の客観性及び公平性を担保できる委員の選出を行うべきである。指定管理者選定評価委員会における議論が不十分であり、指定管理者に対する安全性が十分に担保できないと考えているため、本議案には賛成できない。

＊高い専門性及び継続性並びに安定的な運営が求められる地域療育センターは直営で運営すべきである。指定管理者制度では市職員による監査能力の低下が懸念されるほか、事故等の発生時に直接改善を促す権限が無いこと、問題を抱える法人であっても指定される可能性を有することから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１３８号　令和６年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１４０号　令和６年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１４１号　令和６年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

≪主な質疑・答弁等≫

＊公害健康被害補償事業における被認定者数について

本事業の被認定者数は、令和６年７月末日時点で１，０８６人である。なお、昭和６３年に認定が終了しているため、新規で認定される人はいない。

＊遺族補償金の支給実績について

令和４年度に約３１０万円、平成３０年度に約５３万円、平成２９年度に約６６万円を各年度において１人に支給した。

＊遺族補償金の支給限度額１，２００万円に対して支給額が少ない理由について

遺族補償金を支給する際は、これまでに被認定者が支給を受けた障害補償費等の給付額を控除する必要があるため、支給限度額に対して少額となる。

＊遺族補償金の適正な支給について

遺族補償金は、被認定者に対して既に支払われた障害補償費等の給付額を控除した額を支給するものである。障害補償費等の給付は、公害健康被害補償の認定の更新等の際に附属機関の適切な審査等を経て行われており、遺族補償金の支給の際に行われる控除額は適正に算出されている。

＊公害健康被害補償事業の財源を拠出している企業数について

令和６年度において、本事業へ拠出している企業数は３４社である。

＊公害健康被害補償事業特別会計における執行額が予算額に対して少額である理由について

一定期間に多額の補償が必要となる事態を想定して予算を確保しておく必要があるため、結果として予算額に対して決算額が少額になることがある。なお、予算の執行状況を勘案し、予算財源となる企業からの拠出金を減額する対応を行っている。

≪意見≫

＊本会計における予算の使途については検討の余地があるため、本事業の在り方の最適解を検討してほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１４２号　令和６年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１６５号　川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊川崎市立看護大学における奨学金制度の概要について

川崎市立看護大学地域就職促進奨学金、地域定着促進奨学金及び特待生の奨学金の３種類の奨学金制度を設けている。

＊仕事をしていない大学院生の返済不要奨学金制度の検討状況について

大学院の授業料は約５３万円であり、一般私立大学の３分の１程度の水準にあることを考慮しつつ、奨学金の制度設計に向けては、今後の入学者の意見等を踏まえながら検討していきたいと考えている。

＊現在の学費設定に至った経緯について

世帯状況にかかわらず入学しやすく、学びやすい環境づくりについて市議会の理解を得られたことにより、国立大学と同等水準の学費設定を実現できたものと考えている。

＊職員配置の現状について

教員については既に募集を終えており、文部科学省での審査を経て、大学院教員としての認定を受けている。事務職員については総務企画局と調整を進めている。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１６６号　川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊マイナ保険証への移行に対する考えについて

令和６年１２月２日から現行の健康保険証の新規発行を終了することが政令で示されていることから、国民健康保険の保険者として資格確認書の発行を含め、被保険者が確実に保険診療を受けられるように適切に対応する必要があると認識している。国の動向を把握し、市民のマイナ保険証の保有状況に応じて適切に対応したい。

＊マイナ保険証の普及に向けた国から医療機関等への支援策及び市独自の補助等について

国によるマイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援策として、令和５年１０月から令和６年１１月までの期間、マイナ保険証の利用件数に応じて、顔認証付きカードリーダーの増設に要する費用が一部補助されるとともに、マイナ保険証の利用がある場合には診療報酬が加点されることとなっている。なお、市独自の補助等はない。

＊マイナ保険証の導入に伴う医療機関の費用負担について

医療機関によって設置する顔認証付きカードリーダーの台数や性能が異なるため、個々の医療機関の経済的負担の詳細な状況については把握していない。

＊マイナ保険証を利用できる市内の医療機関の割合について

市内医療機関等約２，６００機関のうち、マイナ保険証を利用できる医療機関は約２，２４０機関で、割合は８６．１パーセントである。

＊マイナ保険証の普及を理由とする医療機関の廃院について

市内の医療機関等に関して、令和４年度の診療所は新規登録が５６件、廃院が４５件、令和５年度は新規登録が７６件、廃院が４５件であるが、廃院に至る理由は把握できていない。なお、国は、被保険者証の廃止が、医療機関の廃院の直接的な原因にならないとの認識である。あわせて、被保険者証の廃止を

理由に廃院とならないように適切に支援する予定である。

＊本市の国民健康保険におけるマイナ保険証の登録率及び利用率について

令和６年８月末時点での本市国民健康保険加入者２２万７，２７９人のうち、マイナンバーカード保有かつ健康保険証の利用者登録数は１２万２，０３２人で、登録率は約５３．７パーセントである。市町村ごとの利用率が国から提供されていないため市内におけるマイナ保険証の利用率は不明であるが、直近の全国のマイナ保険証の利用率は、７月が１１．１３パーセント、８月が１２．４３パーセントである。

＊マイナ保険証の利用率が低い要因及び市民ニーズ把握のためのアンケート調査の実施について

マイナ保険証の利用率が低い要因について、市で調査等はしていないが、国民健康保険の保険者として、アンケート調査等は可能であり、今後のマイナ保険証の普及状況を踏まえながら、必要に応じてアンケート調査の実施の可否も含めて検討したい。

＊マイナンバーカードの有効期限を過ぎた後の対応について

マイナンバーカードの有効期限の３か月前に国から各個人宛てに通知が送られ、期限が切れる前に更新するよう案内が届く。

＊マイナンバーカードを紛失した場合の再発行に要する期間について

現状では、マイナンバーカードを紛失した場合は、国の総合フリーダイヤルに連絡し、マイナンバーカード機能の一時停止を行う。紛失したマイナンバーカードを発見できない場合には、新しいマイナンバーカードの発行手続が必要となり、申請から交付まで約１か月を要する。１２月２日からの健康保険証の新規発行廃止と併せて、特急発行を可能とし、区役所の窓口で手続した場合、一週間程度でマイナンバーカードを再発行することができる。

＊現行の健康保険証を紛失した場合の再発行に要する期間について

区役所の窓口で手続を行い、一週間程度で自宅に郵送される。

＊現行の健康保険証やマイナ保険証の再発行手続中における受診について

再発行の手続中に医療機関を受診する場合には、受療証を交付していることから、新しい保険証が届くまでは受療証を使って受診できる。

＊令和６年１２月２日以降の現行の健康保険証の取扱いについて

１２月２日以降、健康保険証の新規発行はないが、１２月１日時点で保有している健康保険証は、有効期限まで使用可能である。なお、本市の国民健康保険の健康保険証の有効期間は、最長で令和７年７月３１日までの期間である。

＊資格確認書の交付について

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が交付することになるが、法改正に伴う特例措置として、当面の間、本人による申請のない場合も職権で交付できる。当面の間がいつまでかは現時点で不明であるため、国の動向を注視したい。

＊被保険者証ではなく資格確認書を誤交付した市民の医療受診について

１２月１日以前において資格確認書は有効ではないが、令和６年１０月１日

から１０月２日までの２日間に資格確認書を誤交付した市民が、仮に医療機関に資格確認書を持参した場合には、資格確認書記載の資格情報及び医療費の負担割合は正しいため、記載内容に基づいて保険適用を受けることになる。

＊オンライン資格確認等システムへの反映に要する日数について

本市の国民健康保険は住民基本台帳システムから情報を得ており、また、国民健康保険中央会が国のマイナンバーシステムとの連携を日次に実施しているため、国民健康保険の情報については、窓口で手続をしてから数日後には反映される仕組みになっている。

＊診療情報がシステムに登録されるまでの期間について

保険診療は１か月分をまとめて、翌月１０日までに審査支払機関に請求し、審査支払機関は翌月中に審査を行い、審査後に診療情報がシステムに反映されるため、診療を受けた日からシステムに登録されるまで１か月から２か月の期間を要する。

＊受診する際の資格確認書、健康保険証及びマイナ保険証の取扱いについて

医療機関で受診する際の資格確認書及び健康保険証等の取扱いに関して相違点はないが、国は、データに基づくより良い医療が受けられる等のメリットがあるマイナ保険証の普及に努めている。

＊カードリーダーの不具合等に関する市内医療機関への調査及び利用者への対応について

現在のところ、本市がカードリーダーの不具合等に関して調査する状況に至っていないと認識している。カードリーダーに不具合があった場合においても、過去の受診履歴や本人の申し出により医療費は１０割負担ではなく、２割や３割等の適切な負担割合で受診できるように国からの通知が発出されている。

＊カードリーダーに不具合があった時の資格確認及び不具合の件数について

資格確認は、理由に関わらず各区の保険年金課及びコールセンターで問合せ対応をしているが、カードリーダーの不具合等に関する個別の件数は把握していない。

≪意見≫

＊顔認証付きカードリーダー導入後、医療機関で発生する運用費用について確認してほしい。

＊国民健康保険の利用者の実態に合わせた事業展開を行ってほしい。

＊マイナ保険証に対応可能な市内の医療機関等について実態を把握してほしい。

＊マイナンバー制度について、個人情報漏えい等の懸念があり、マイナンバー制度の白紙撤回を含めた見直しを求めたい。

＊本条例は、マイナンバーカード及びマイナ保険証の一体化を推進するマイナンバー法の改正に伴う条例の一部改正に係る内容のものであるため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決